

奈良県決定

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との
区分の変更について
【川西町 唐院・保田地区】

次の付議案を提出する。

令和元年 1 1 月 7 日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 8 8 号
令和元年10月25日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との
区分の変更について

【川西町 唐院・保田地区】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

第1号議案

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更（奈良県決定）

都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. 人口フレーム

	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口	1,342千人	1,240千人
市街化区域内人口	1,091千人	1,031千人
配分する人口	1,091千人	1,019千人
保留する人口	—	12千人
(特定保留)	—	1千人
(一般保留)	—	11千人

○計画的な市街地整備の見通しがある区域

1) 市街化区域への編入を保留する地区

表にあげる4地区は市街化調整区域であるが、市街地整備の計画が進められており、今後、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業等との必要な調整を行ったうえで、随時に市街化区域に編入することができる。

(表) 非可住系の開発を予定している地区

地区名	おおむねの位置	面積 (ha)
東九条町	奈良市東九条町	約14.1
古市町	奈良市古市町	約3.8
御所北インター②	御所市出屋敷、北十三、南十三	約13.1
穴闇	河合町穴闇	約10.8

2) その他

今後、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業等との必要な調整を行ったうえで、保留されたフレームの範囲内において、随時に市街化区域に編入することができる。

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する理由書

平成29年3月21日告示の市街化区域と市街化調整区域との区分の見直しにおいて、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点で、農林漁業等との必要な調整を行ったうえで、随時に市街化区域に編入することができる工業フレームとして、約6,446億円が一般保留されている。

今般、公的開発事業による市街地整備（既存工業団地の拡張整備）の実施が明らかになったことから、一般保留された工業フレームのうち475億円を当該地区（約26.3ha）に割り付け、市街化区域への編入を行うため。